4　受験資格　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月中旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年11月26日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月下旬又は12月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

9　最終合格者発表　2026（令和８）年12月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で試験地の変更を認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３－33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15－15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

令和８年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

令和８年７月１日　　法務大臣　平口　　洋

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　令和８年10月18日（日曜日）

口述試験　令和９年１月21日（木曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　筆界（不動産登記法（平成16年法律第123号）第123条第１号に規定する筆界をいう。）に関する知識

⑷　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な測量

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑸　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　指定時刻

土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第７条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

⑵　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	試験場指定時刻	時間	試験の内容
午前の部	午前９時15分	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑷
午後の部	午後０時45分	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴から⑶まで及び⑸